

〔別 紙〕
様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 社会医療法人 智徳会
 ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
 ② ☒ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☐ その他
 ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 岩手県盛岡市手代森 9 地割 70 番地 1

(3) 設立認可年月日 昭和 47 年 7 月 21 日

(4) 設立登記年月日 昭和 47 年 7 月 25 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	智田 文徳	当法人医師
理 事	智田 恵子	当法人康楽苑事務課長
同	田嶋 宣行	当法人未来の風せいわ病院院長
同	佐々木 浩行	当法人未来の風せいわ病院副院長
同	東海林 寛子	司法書士
同	攝待 幸子	社会福祉士
監 事	下田 栄行	公認会計士
監 事	金子 博純	医) 糠友会理事長

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む業務))

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	未来の風 せいわ病院	岩手県盛岡市手代森 9 地割 70 番 地 1	精神病棟 3 2 1 床
介護老人 保健施設	康楽苑	岩手県盛岡市手代森 9 地割 64 番 地 2	入所定員 9 4 名 通所定員 2 0 名

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
訪問看護ステーションせいわ	岩手県盛岡市手代森9地割70番地1	
指定居宅介護支援事業所	岩手県盛岡市手代森9地割64番地2	
たんぽぽ保育所	岩手県盛岡市手代森9地割70番地1	
指定相談支援事業所 みらいの風	岩手県盛岡市手代森9地割70番地1	
指定放課後等デイサービス みらいの風	岩手県盛岡市手代森9地割70番地1	

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年5月26日	理事会	令和3年度夏季賞与支給について 栄養管理システム・クックチル対応版の更新について 令和2年度損益概要
令和3年6月16日	理事会	令和2年度事業報告及び決算報告について 令和3年度役員報酬について
令和3年6月23日	社員総会	令和2年度事業報告及び決算報告について 令和3年度役員報酬について
令和3年8月25日	理事会	令和3年4月～6月財務状況について A5病棟での事故について コロナワクチン接種状況について
令和3年11月24日	理事会	賞罰委員会の開催について 令和3年度冬季賞与の支給について 鈴木りほ先生の教育支援室長就任について 令和3年度中間決算について
令和4年1月26日	理事会	病床の削減と病棟機能の変更について 事業計画（予算）に対する経過報告及び決算予想について 新型コロナウイルスワクチン3回目の接種予定について
令和4年3月23日	理事会	令和4年度事業計画及び収支予算について 令和4年度金融機関借入最高限度額について 令和3年度決算賞与の支給について

康楽苑 太田代師長の再雇用について
管理職の人事異動について
誓約書、就業規則の一部変更について
虐待防止委員会の設立について
家族支援委員会規程の変更について
育児休業及び介護休業等に関する規程の一部変更について
令和4年度理事会開催日程について
令和4年度事業計画及び収支予算について
令和4年度金融機関借入最高限度額について

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
該当なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
該当なし

(7) そ の 他

新規取得資産等（100万円以上）

建物付属設備

・C棟エレベーター耐震対策工事（4百万円）

医療用器械備品

・自動洗浄除染乾燥装置/ステイールコ DS500-DRS（2.9百万円）

その他器械備品

・温度管理システム一式（1.1百万円）

・栄養管理システム（ハードウェア）（1.7百万円）

・放送設備増設工事（1.5百万円）

車両及び船舶

・スズキ アルト 盛岡 580 こ 9918（1.1百万円）

ソフトウェア

・栄養管理システム（ソフトウェア）（7.8百万円）

・オンライン資格確認システム（1.8百万円）

一括償却資産

・職員寮ルームエアコン取付（1.5百万円）

以 上

医療法人番号			23
--------	--	--	----

(令和4年3月31日現在)

(内 訳)

(單位：千円)

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 社会医療法人 智徳会
所在地 岩手県盛岡市手代森9地割70番地1

医療法人番号 123

貸 借 対 照 表
(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	1,477,155	I 流 動 負 債	410,526
現 金 及 び 預 金	912,148	買 掛 金	27,336
事 業 未 収 金	540,901	1年内返済予定長期借入金	112,560
未 収 入 金	27	未 払 金	13,577
た な 卸 資 産	13,907	未 払 費 用	152,614
前 払 費 用	5,951	未 払 法 人 税 等	72
そ の 他 の 流 動 資 産	5,198	未 払 消 費 税 等	2,772
貸 倒 引 当 金	△ 980	預 り 金	14,885
II 固 定 資 産	1,968,232	賞 与 引 当 金	82,655
1 有 形 固 定 資 産	1,885,586	そ の 他 の 流 動 負 債	4,053
建 物	1,663,635	II 固 定 負 債	1,343,059
構 築 物	20,708	長 期 借 入 金	1,158,640
医 療 用 器 械 備 品	11,336	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	70,229
そ の 他 の 器 械 備 品	39,114	退 職 給 付 引 当 金	110,559
車 両 及 び 船 舶	2,798	そ の 他 の 固 定 負 債	3,630
土 地	144,595		
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	3,397		
2 無 形 固 定 資 産	14,812	負 債 合 計	1,753,585
ソ フ ト ウ ェ ア	13,486	純 資 産 の 部	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1,325	科 目	金 額
3 そ の 他 の 資 産	67,833	I 積 立 金	1,691,801
保 険 積 立 金	63,058	設 立 等 積 立 金	45,000
前 払 年 金 費 用	1,029	繰 越 利 益 積 立 金	1,646,801
そ の 他 の 固 定 資 産	3,745		
		純 資 産 合 計	1,691,801
資 産 合 計	3,445,387	負債・純資産合計	3,445,387

法人名 社会医療法人 智徳会
所在地 岩手県盛岡市手代森9地割70番地1

医療法人番号 1123

損 益 計 算 書
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		3,036,041
2 事業費用		2,910,328
本来業務事業利益		125,712
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		89,362
2 事業費用		109,566
附帯業務事業損失		20,204
事業利益		105,508
II 事業外収益		
受取利息	27	
その他の事業外収益	5	32
III 事業外費用		
支払利息	11,932	
その他の事業外費用	-	11,932
経常利益		93,608
IV 特別利益	-	-
V 特別損失	-	-
税引前当期純利益		93,608
法人税・住民税及び事業税	72	
法人口税等調整額	-	72
当期純利益		93,536

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

該当なし

2 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法・・・最終仕入原価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）・・・定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備並びに構築物については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次の通りです。

建物	7年～39年
構築物	10年～20年
医療用器械備品	4年～10年
その他の器械備品	4年～15年
車両及び船舶	4年～ 6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）・・・定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

ただし、ソフトウェア（法人内使用分）については、法人内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率により回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しています。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当会計年度末要支給額を計上しています。

(4) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。

なお、当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しています。

5 消費税及び地方消費税の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

なお、控除対象外消費税は、その発生年度において全額を費用処理しています。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

(1) 補助金等の会計処理方法

固定資産を購入する目的で受取った補助金等については、受取った会計年度に一括して収益として計上しております。

なお、対象となる固定資産について法人税法上の圧縮記帳が認められている場合は、固定資産を直接減額する方法によって処理しております。

7 重要な会計方針の変更

該当なし

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当なし

9 担保に供している資産に関する事項

【担保に供している資産】

科 目	金額 (千円)
建 物	1,663,635
土 地	86,819
計	1,750,454

【担保に係る債務】

科 目	金額 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	1,271,200
計	1,271,200

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

該当なし

(2) 個人である関係事業者

該当なし

11 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

12 重要な後発事象に関する事項

該当なし

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

有形固定資産の減価償却累計額 2,817,660千円

14 その他

計算書類は千円未満を切り捨てて表示しております。

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人 智徳会
理 事 長 智 田 文 徳 殿

私たちは、社会医療法人智徳会の令和3会計年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年6月3日

社会医療法人 智徳会

監 事 下田 栄 行



監 事 金子 博 純



医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人 智徳会

申請者名： 理事長 智田文徳

住 所：岩手県盛岡市手代森9地割70番地1

以下のとおり相違ありません。

施設名	未来の風せいわ病院
施設の所在地	岩手県盛岡市手代森9地割70番地1
管轄保健所名	盛岡市保健所

1 診療科目

科 目	精神科	内科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科

2 許可病床数

一 般		療 養		結 核		精 神		感 染 症		合 計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床
						119	321			119	321

3 構造設備

(1) 総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）

業務の区分	施 設	設 備 等
☐ 救急医療 ☒ 精神科救急医療 ☐ 災害医療 ☐ へき地医療 ☐ 病院 ☐ へき地診療所 ☐ 周産期医療 ☐ 小児救急医療	☐ 集中治療室 ☐ 母体胎児集中治療管理室 ☐ 新生児集中治療管理室 ☒ 診察室 ☐ 手術室 ☒ 処置室 ☒ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☒ 調剤所 ☒ 保護室 ☒ 面会室 ☒ 専用病床（ 1 床） ☐ 優先的に使用される病床 ☐ 備蓄倉庫 ☐ ヘリポート（ ☐ 敷地内 ☐ 近接地） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	☐ 分娩監視装置 ☐ 新生児用呼吸循環監視装置 ☒ 超音波診断装置 ☐ 新生児用人工換気装置 ☒ 微量輸液装置 ☐ 保育器 ☐ 簡易ベッド ☐ 携帯用医療機器 ☒ 食料 ☒ 飲料水 ☒ 医薬品 ☒ 自家発電装置 ☐ トリアージタッグ ☒ 救急用自動車 ☒ 広域災害・救急医療情報システム

(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数

(3) 開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定員	13		5	1		2		111		7		10		23	27	159	358
実人員	13		4	2		3		131		7		13		29	23	108	333
内特殊 関係者	3																3

5 勤務体制

	体制	昼間 (15 時現在)		夜間 (3 時現在)		休日 (15 時現在)	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院内		9		1		1
	オンコール						1
内 精神科医 (再掲)	病院内		9		1		
	オンコール						1
内 小児科医 (再掲)	病院内						
	オンコール						
内 産婦人科医 (再掲)	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内		4				
	オンコール				1		1
診療放射線技師	病院内		1				
	オンコール				1		1
臨床検査技師	病院内		3				
	オンコール				1		1
看護師	病院内		5		1		1
	オンコール						
合 計	病院内		22		2		2
	オンコール				3		4
内 救急医療 (再掲) (精神科救急医療含む)	病院内		22		2		2
	オンコール				3		4
内 周産期医療 (再掲)	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療 (再掲)	病院内						
	オンコール						

6 その他の体制

(1) 精神科救急医療の場合のみ

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無 (有・無)
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数 (7 人)

(2) 災害医療の場合のみ

- ・災害派遣医療チーム (DMAT) の有無 (有・無)

添付書類 1 - 3 (精神科救急医療)

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人 智徳会

申請者名：理事長 智田 文徳

住 所：岩手県盛岡市手代森 9 地割 70 番地 1

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	未来の風せいわ病院
病院の所在地	岩手県盛岡市手代森 9 地割 7 0 番地 1
管轄保健所名	盛岡市保健所

[時間外等診療件数]

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等による 再診料 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	65 件	360 件	0 件	① 425 件
休日加算の算定件数	11 件	144 件	0 件	② 155 件
深夜加算の算定件数	4 件	25 件	0 件	③ 29 件
時間外加算の特例の算定件数	23 件	20 件	0 件	④ 43 件
時間外等診療件数 (①+②+③+④)				⑤ 652 件

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した 3 会計年度における時間外等診療件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等診療件数明細表
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号) 第 3 3 条の 4 の規定に基づく応急入院指定病院である旨を証明する書類 (指定書等の写し) を添付すること。

[精神科救急医療圏]

精神科救急医療圏名	人 口
盛岡医療圏	⑥ 539, 660 人 (統計表名 令和 2 年度国勢調査)
人口 1 万人対時間外等診療件数 (⑤/⑥×10, 000)	
12. 08 人	

(記載上の注意事項)

- 直近に公表された国勢調査又は人口推計年報 (総務省統計局) による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数を記載すること。

時間外等診療件数明細表

(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等による再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	17 件	165 件	0 件	182 件
休日加算の算定件数	3 件	58 件	0 件	61 件
深夜加算の算定件数	2 件	8 件	0 件	10 件
時間外加算の特例の算定件数	8 件	2 件	0 件	10 件

(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等による再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	20 件	98 件	0 件	118 件
休日加算の算定件数	5 件	45 件	0 件	50 件
深夜加算の算定件数	2 件	12 件	0 件	14 件
時間外加算の特例の算定件数	12 件	12 件	0 件	24 件

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日) (医事課)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等による再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	28 件	97 件	0 件	125 件
休日加算の算定件数	3 件	41 件	0 件	44 件
深夜加算の算定件数	0 件	5 件	0 件	5 件
時間外加算の特例の算定件数	3 件	6 件	0 件	9 件

(合 計)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等による再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	65 件	360 件	0 件	425 件
休日加算の算定件数	11 件	144 件	0 件	155 件
深夜加算の算定件数	4 件	25 件	0 件	29 件
時間外加算の特例の算定件数	23 件	20 件	0 件	43 件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

社会医療法人 智徳会役員報酬及び医師給与に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、役員の報酬及び医師給与について定める。

(役 員)

第2条 この規程で、役員とは、理事及び監事をいう。

(役員報酬)

第3条 役員の報酬は、その全体の限度額を社員総会にて決議し、理事会において各人別の報酬を決める。

2 各人別の報酬を決定するに際しては、使用人を兼務している場合は、使用人としての給与を含まず、その職務の内容、常勤非常勤の区分、使用人との兼務の状況、従事する年数等を考慮して決める。

(使用人としての給与は第5条又は給与規程に従う)。なお、理事長及び常務理事は、使用人との兼務はできない。

(上限額)

第4条 常勤役員の報酬及び使用人としての給与の合計額は、一人年額3,600万円を上限とし、非常勤の役員の報酬は年額300万円を限度とする。ただし理事会への出席その他必要とする経費については実費にて支給する。

(医師の給与等)

第5条 常勤及びそれと同等の扱いの医師の給与は年俸とし、その者の前職の年俸及び経験その他の事情を考慮して法人が決める。

2 非常勤の医師については、日額とする。

3 医師の手当は、下記のとおりとする。ただし、理事長及び常務理事の場合にはこれらの手当は支給しない。

① 宿日直手当

② 役付手当

③ 正月手当

4 法人が必要と認めた場合には法人の借り上げた社宅に入居することができる。その場合は、法人が負担する賃料・管理費の50%を本人が負担する。ただし、法人が負担する賃料・管理費のうち本人負担額が7万5千円を超える場合には、当該超える部分の額について本人負担とする。水光熱費、駐車料金、火災保険料については全額本人が負担する。

5 医師の勤務時間は、1週32時間以上の者を常勤者とし、それに満たない者を非常勤者とする。常勤医師の休暇等の労働条件は、個別に定める場合を除き、正規職員の例による。

附 則1. この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則1. 平成21年11月4日一部改正。

附 則1. 平成22年4月1日一部改正。

附 則1. 平成23年4月1日一部改正。

附 則1. 平成27年2月1日付名称変更により改正する。

保有する資産の明細表

1 総括表

区 分	業務の用に 供する財産	保有財産	減価償却引 当特定預金	特定事業 準備資金	その他の財産
流動資産	565,007,125 円				912,148,594 円
現金及び預金					912,148,594 円
事業未収金	540,901,937 円				円
有価証券					円
たな卸資産	13,907,968 円				円
立替金	30,302 円				円
未収入金	27,853 円				円
前払費用	5,951,152 円				円
その他の流動資産	5,167,913 円				円
貸倒引当金	-980,000 円				円
固定資産	1,966,397,980 円	円	円	円	1,834,084 円
有形固定資産	1,884,160,397 円	円			1,425,751 円
建物	1,480,861,053 円	円			円
建物附属設備	182,774,175 円	円			円
構築物	20,708,842 円	円			円
医療用器械備品	11,336,078 円	円			円
その他の器械備品	39,114,515 円	円			円
車両及び船舶	2,798,829 円	円			円
土地	143,169,482 円	円			1,425,751 円
建物仮勘定		円			円
その他の有形固定資産	3,397,423 円	円			円
無形固定資産	14,812,538 円	円			円
ソフトウェア	13,486,548 円	円			円
その他の無形固定資産	1,325,990 円	円			円
その他の資産	67,425,045 円		円	円	408,333 円
投資有価証券					408,333 円
長期貸付金					円
長期前払費用	710,325 円				円
繰延税金資産	円				円
減価償却引当特定預金			円		
事業特定預金				円	
その他の固定資産	66,714,720 円				円
資産合計	① 2,531,405,105 円	② 円	③ 円	④ 円	913,982,678 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

2 業務の用に供する財産の明細 2-1

施設名(事業名) 区分	合 計	未来の風 せいわ病院	介護老人保健施設 康楽苑	訪問看護ステーシ ョン
流動資産	565,007,125 円	472,246,860 円	77,591,803 円	9,501,196 円
事業未収金	540,901,937 円	448,582,094 円	77,180,415 円	9,501,056 円
たな卸資産	13,907,968 円	13,518,638 円	381,086 円	140 円
立替金	30,302 円	円	30,302 円	円
未収入金	27,853 円	27,853 円	円	円
前払費用	5,951,152 円	5,930,362 円	円	円
その他の流動資産	5,167,913 円	5,167,913 円	円	円
貸倒引当金	-980,000 円	-980,000 円	円	円
固定資産	1,966,397,980 円	1,827,321,072 円	137,989,677 円	325,828 円
有形固定資産	1,884,160,397 円	1,747,829,265 円	135,532,901 円	325,828 円
建物	1,480,861,053 円	1,376,588,533 円	104,272,520 円	円
建物附属設備	182,774,175 円	170,023,080 円	12,751,095 円	円
構築物	20,708,842 円	20,708,839 円	3 円	円
医療用器械備品	11,336,078 円	8,687,707 円	2,648,369 円	2 円
その他の器械備品	39,114,515 円	35,810,536 円	2,841,378 円	154,601 円
車両及び船舶	2,798,829 円	2,132,817 円	330,384 円	171,225 円
土地	143,169,482 円	130,480,330 円	12,689,152 円	円
その他の有形固定資産	3,397,423 円	3,397,423 円	円	円
無形固定資産	14,812,538 円	12,066,762 円	2,456,776 円	円
ソフトウェア	13,486,548 円	10,740,772 円	2,456,776 円	円
その他の無形固定資産	1,325,990 円	1,325,990 円	円	円
その他の資産	67,425,045 円	67,405,045 円	円	円
長期前払費用	710,325 円	710,325 円	円	円
繰延税金資産	円	円	円	円
その他の固定資産	66,714,720 円	66,714,720 円	円	円
資産合計	⑤2,531,405,105 円	2,299,567,932 円	215,581,480 円	9,827,024 円

(記載上の注意事項)

- 直前に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあつては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

業務の用に供する財産の明細 2-2

施設名(事業名) 区分	居宅介護事業所	相談支援事業所	保育所	放課後等 デイサービス
流動資産	687,070 円	702,280 円	1,699,000 円	2,578,916 円
事業未収金	687,070 円	675,390 円	1,699,000 円	2,576,912 円
たな卸資産	円	6,100 円	円	2,004 円
立替金	円	円	円	円
未収入金	円	円	円	円
前払費用	円	20,790 円	円	円
その他の流動資産	円	円	円	円
貸倒引当金	円	円	円	円
固定資産	円	608,103 円	153,300 円	円
有形固定資産	円	319,103 円	153,300 円	円
建物	円	円	円	円
建物附属設備	円	円	円	円
構築物	円	円	円	円
医療用器械備品	円	円	円	円
その他の器械備品	円	154,700 円	153,300 円	円
車両及び船舶	円	164,403 円	円	円
土地	円	円	円	円
その他の有形固定資産	円	円	円	円
無形固定資産	円	289,000 円	円	円
ソフトウェア	円	289,000 円	円	円
その他の無形固定資産	円	円	円	円
その他の資産	円	円	円	円
長期前払費用	円	円	円	円
繰延税金資産	円	円	円	円
その他の固定資産	円	円	円	円
資産合計	687,070 円	1,310,383 円	1,852,300 円	2,578,916 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあつては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

3 保有財産の明細

保有財産（使用目的）	使用予定年月日	取得年月日	取得価額	保有財産の 帳簿価額
該当なし			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合 計	—	—	円	⑥ 円

（記載上の注意事項）

○ ⑥が②と一致すること。

4 減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は 改良の予定年度	左記の予定年度 に必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特定 預金の帳簿価額
該当なし		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑦ 円

（記載上の注意事項）

○ ⑦が③と一致すること。

5 特定事業準備資金の明細

当該資金の目的	特定事業の開始 予 定 年 度	左記の予定年度 に必要な最低額	毎会計年度に 積み立てる額	特定事業準備資金 の帳簿価額
該当なし		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑧ 円

（記載上の注意事項）

○ ⑧が④と一致すること。

○ 当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。（なお、当該別紙についても閲覧対象であること）

6 土地の明細

住 所	総面積	内 借地の面積	内 自地の面積	用途の区分
盛岡市 手代森 8 地割 5-27	2,677.00 m ²	0.00 m ²	2,677.00 m ²	未来の風 せいわ病院
盛岡市 手代森 9 地割 39	19,647.67 m ²	0.00 m ²	19,647.67 m ²	未来の風 せいわ病院
盛岡市 手代森 9 地割 64-2	1,080.00 m ²	0.00 m ²	1,080.00 m ²	未来の風 せいわ病院
盛岡市 手代森 10 地割 11-3	443.00 m ²	0.00 m ²	443.00 m ²	未来の風 せいわ病院
盛岡市 手代森 9 地割 66-4	70.14 m ²	0.00 m ²	70.14 m ²	介護老人保健施設 康楽苑
盛岡市 手代森 9 地割 66-5	299.74 m ²	0.00 m ²	299.74 m ²	介護老人保健施設 康楽苑
盛岡市 手代森 9 地割 66-6	80.44 m ²	0.00 m ²	80.44 m ²	介護老人保健施設 康楽苑
盛岡市 手代森 9 地割 68	722.50 m ²	0.00 m ²	722.50 m ²	介護老人保健施設 康楽苑
盛岡市 手代森 9 地割 70-1	2,387.47 m ²	0.00 m ²	2,387.47 m ²	介護老人保健施設 康楽苑
盛岡市 手代森 9 地割 72-26	376.00 m ²	0.00 m ²	376.00 m ²	介護老人保健施設 康楽苑
盛岡市 門二丁目 106-7	507.06 m ²	0.00 m ²	507.06 m ²	職員寮

7 建物の明細

区 分	構造の概要	総 面 積	自家・借家	用途の区分	用途別の面積
盛岡市 門二丁目 106-7	木造	362.88 m ²	自家	職員寮	362.88 m ²
盛岡市 手代森 9-39	鉄骨造 2 階建	866.28 m ²	自家	病院	866.28 m ²
盛岡市 手代森 9-39	鉄骨造平屋建	26.52 m ²	自家	病院	26.52 m ²
盛岡市 手代森 9-39	木造	9.93 m ²	自家	物置	9.93 m ²
盛岡市 手代森 9-39	鉄筋コンクリート 4 階建	2,619.22 m ²	自家	康楽苑	2,619.22 m ²
盛岡市 手代森 9-39	木造	8.28 m ²	自家	物置	8.28 m ²
盛岡市 手代森 9-39	鉄骨造 3 階建	653.85 m ²	自家	講堂・体育館	653.85 m ²

盛岡市 手代森 9-39	鉄筋コンクリート 3 階建	645.26 m ²	自家	食堂	645.26 m ²
盛岡市 手代森 9-39	鉄筋コンクリート 4 階建	1,520.28 m ²	自家	病院	1,520.28 m ²
盛岡市 手代森 9-39	鉄筋コンクリート 7 階建	9,245.95 m ²	自家	病院	9,245.95 m ²
盛岡市 手代森 9-39	鉄筋コンクリート 4 階建	3,399.76 m ²	自家	病院	3,399.76 m ²

8 医療用器械備品の明細

品 名	規 格	数 量	単 価	自用・借用	用途の区分
医用テラメータ	WEP-4202 ほか	1	1	自用	処置室
生体情報モニター 8 人用	PS-7780	1	1	自用	処置室
ハンディ型血液ガス分析器	GASTAT-nabi	1	1	自用	処置室
全身用 X 線 CT 診・デジタル X 線 TV システム	東芝	1	1	自用	検査室
軽量ストレッチャー		1	48,811	自用	
能動型自動間欠牽引装置	TC-6	1	1	自用	
ベッドサイドモニタ	BSM-3400	2	2	自用	病室
回診用 X 線撮影装置		1	570,000	借用	
パルスオキシメーター	BO-600-14PN	2	2,108	自用	
ワンハンド電子血圧計 レジーナ II		6	7,243	自用	
画像読取装置	富士 FCR システム	1	2,098,800	借用	
アコマ麻酔器	FO-20S	1	65,054	自用	
パルス波治療器	サイマトロン	1	738,652	自用	
心電図モニター送信機	ZS-640P	1	143,526	自用	
スライドリフター/入浴設備	RA-590-S1	2	2,548,019	自用	
ベースマットレス・分配器		1	756,000	借用	
検温測定システム	DG-T104S	8	1,978,043	自用	
ニューステップ	T4r	1	687,325	自用	
自動洗浄除染乾燥装置	DS-500-DRS	1	2,980,000	自用	
抗原検査キャビネット	BHC-1007	1	970,000	自用	
医療テレメーター用送信機	ZS630P	1	987,960	自用	
小型遺伝子検査機器		1	938,800	自用	

法人名 社会医療法人 智徳会
所在地 岩手県盛岡市手代森9地割70番地1

医療法人番号

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位：千円)

	基金 (又は出資金)	積立金				評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
		代替基金	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他の有価証券 評価差額金	繰越ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
令和3年3月31日 残高	-	-	45,000	1,553,265	1,598,265	-	-	-	1,598,265
会計年度中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	93,536	93,536	-	-	-	93,536
会計年度中の変動額合計	-	-	-	93,536	93,536	-	-	-	93,536
令和4年3月31日 残高	-	-	45,000	1,646,801	1,691,801	-	-	-	1,691,801

法人名 社会医療法人 智徳会
所在地 岩手県盛岡市手代森9地割70番地1

医療法人番号				
--------	--	--	--	--

1 有価証券明細表

該当なし

法人名 社会医療法人 智徳会
所在地 岩手県盛岡市手代森9地割70番地1

医療法人番号

2 有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物	3,865,916	4,000	-	3,869,916	2,206,281	78,968	1,663,635
	構築物	129,097	530	-	129,627	108,918	2,994	20,708
	医療用器械備品	108,824	8,059	-	116,883	105,547	5,986	11,336
	その他の器械備品	371,068	10,423	841	380,649	341,535	14,171	39,114
	車両及び船舶	40,687	1,077	911	40,852	38,054	2,730	2,798
	土地	144,595	-	-	144,595	-	-	144,595
	その他の有形固定資産	16,100	4,620	-	20,721	17,323	2,308	3,397
	建設仮勘定	-	-	-	-	-	-	-
	計	4,676,290	28,710	1,753	4,703,246	2,817,660	107,161	1,885,586
定無形資産	ソフトウェア	12,300	12,365	-	24,665	11,178	3,181	13,486
	電話加入権	1,325	-	-	1,325	-	-	1,325
	計	13,625	12,365	-	25,991	11,178	3,181	14,812
その他の資産	保険積立金	57,831	5,226	-	63,058	-	-	63,058
	前払年金費用	2,475	-	1,446	1,029	-	-	1,029
	その他の固定資産	3,029	1,045	329	3,745	-	-	3,745
	計	63,336	6,271	1,775	67,833	-	-	67,833

法人名 社会医療法人 智徳会
所在地 岩手県盛岡市手代森9地割70番地1

医療法人番号

3 借入金等明細表

区 分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	112,560	112,560	0.775	—
長期借入金(1年以内に 返済予定のものを除く。)	1,271,200	1,158,640	0.775	2033年6月10日～ 2033年7月25日
その他の有利子負債	-	-	-	
合 計	1,383,760	1,271,200	—	—

法人名 社会医療法人 智徳会
所在地 岩手県盛岡市手代森9地割70番地1

医療法人番号

4 引当金明細表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	910	980	—	910	980
賞与引当金	84,306	82,655	84,306	—	82,655
役員退職慰労引当金	76,222	—	—	5,992	70,229
退職給付引当金	101,928	23,833	15,203	—	110,559

法人名 社会医療法人 智徳会
所在地 岩手県盛岡市手代森9地割70番地1

医療法人番号

5 事業費用明細表
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 材料費		
薬品費	203,136	
給食材料費	82,895	
診療材料費	56,358	342,390
II 給与費		
役員報酬	83,760	
給料諸手当	1,358,035	
通勤手当	23,068	
従業員賞与	223,432	
法定福利費	252,688	1,940,985
III 委託費		
委託費	155,221	155,221
IV 経費		
福利厚生費	30,715	
旅費交通費	1,883	
公租公課	83,117	
消耗品費	34,763	
事務用品費	7,732	
水道光熱費	95,653	
通信費	7,004	
接待交際費	637	
新聞図書費	1,625	
広告宣伝費	1,523	
修繕費	17,499	
地代家賃	8,054	
保険料	21,873	
車両費	2,993	
燃料費	2,797	
顧問料	6,345	
諸負担金	2,016	
寄付金	3,285	
減価償却費	110,342	
リース料	16,176	
研究雑費	347	
レクリエーション費	3	
日用品費	207	
教養娯楽費	435	
研修会費	1,322	
研修旅費	92	
貸倒引当金繰入	70	
賞与引当金繰入	82,655	
役員退職給付費用	△ 5,992	
退職給付費用	40,488	
雑費	3,707	
雑損失	1,847	
固定資産圧縮損	72	581,298
事業費用計		3,019,895

独立監査人の監査報告書

令和4年6月7日

社会医療法人智徳会

理事会 御中

北光監査法人

岩手県盛岡市

代表社員
業務執行社員

公認会計士

遠藤 明哲

代表社員
業務執行社員

公認会計士

小玉 暢章

監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人智徳会の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第50期会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録(以下「計算書類」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上